

# 北海道住宅履歴保管事業に係る指定機関の選定基準

## 第1 総則

この基準は、北海道住宅情報履歴保管事業要綱（以下「要綱」という。）第6条に基づき、指定機関を選定する場合の選定基準を示すものである。

なお、この選定基準は、北海道住宅履歴保管事業に係る指定機関公募要項（以下「公募要項」という。）その他道が本業務に関連して公表する資料と一体のものとして取り扱う。

## 第2 申請の審査方法及び事務処理

### (1) 申請の審査方法

申請団体から提出された申請書類について、公募要項に示す申請資格、欠格事項、必須項目に関して適格審査を行い、不適格団体は失格とし、適格団体について、選定基準により選考を行う。

### (2) 審査等の事務処理

- ① 事務局は、申請書類が提出された後、速やかに申請資格等の確認を行い、別紙1の「北海道住宅履歴保管に係る指定機関選定申請資格等確認表」（以下「申請資格等確認表」という。）を作成し申請書類等と併せて選定委員に配付する。
- ② 委員長が必要と認めるとき、選定委員会は申請者からのヒアリングを行う。
- ③ 選定委員は、別紙2の「北海道住宅履歴保管に係る指定機関候補者選定評価表」（以下「評価表」という。）を作成し、事務局に提出する。
- ④ 事務局は、各委員から提出された評価表を取りまとめ、選定委員会に報告する。
- ⑤ 選定委員会は、評価結果に基づき最優秀候補者を候補者として選定する。

## 第3 申請資格等の審査

事務局は次の項目について、適否を確認し別紙1の申請資格等確認表を作成し、選定委員会に報告する。選定委員会は、報告の内容に沿って適格審査を行い、不適格となった団体は失格とする。

なお、失格となった申請団体へは理由を付して通知する。

申請資格を全て満たすこと	法人又はその他の団体であること。
	申請日において、札幌市内に事業所又は事務所を有していること。
	道内全域を対象に業務を行い、その意欲があること。
	公募業務を継続的に行うことができること。
欠格事項のいずれにも該当しないこと	団体の役員（法人でない団体にあつては当該団体の代表者）が、未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。
	団体の役員（法人でない団体にあつては当該団体の代表者）が、破産者で復権を得ていないものでないこと。

欠格事項のいずれにも該当しないこと	団体の役員（法人でない団体にあつては当該団体の代表者）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でないこと。
	団体が要綱第16条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者でないこと。
必須項目をすべて満たすこと	業務等を実施する上で遵守しなければならない法令等に違反したことにより、当該法令等の規定による罰則処分を現に受けていない団体であること。
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の規定に該当しない団体であること。
	団体の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の規定に該当しない者であること。
	公租公課に滞納がない団体であること。

#### 第4 審査項目と配点

審査は、以下に示す審査項目及び配点を定めて行う。

##### (1) 選定基準

- ① 申請団体が安定・継続して運営されていること
- ② 保管事務の適確な実施のために、職員の体制、保管事務の実施方法その他の事項に関し適切に計画されていること。
- ③ 前項の保管事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- ④ 保管事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって保管事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑤ その他、保管事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

##### (2) 審査項目及び配点

審査項目	配点	選定基準該当項目
審査合計点	100点	
法人の運営に関する事項	20点	
業務実施の確実性と安定した経営能力に関する評価	20	①、②、③
公募業務の実施に関する事項	80点	
関連する技術情報の習得に関する評価	15	②、③
個人情報保護に関する評価	15	②、③
経費の管理・執行に関する評価	10	③
業務実施の体制及び業務実績に関する評価	40	②、③、④、⑤

## 第5 審査と評価方法

審査は、次の評価基準及び審査項目により、点数化を行う。

### (1) 評価基準

評価基準	評価点数（5点満点）	評価点数（10点満点）
特に優れている	5	10
優れている	4	8
普通	3	6
やや劣っている	2	4
劣っている	1	2

### (2) 審査項目

#### ■ 申請者の運営に関する評価

事項	審査の基準		配点	申請書類番号
	審査項目	審査の視点		
業務実施の確実性と安定した経営能力に関する評価	収支計画等に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計画の内容について、業務実施の確実性や安定性が確保されているか。</li> <li>見込まれるべき経費が適切に計上されているか。</li> </ul>	10	13
	財務状況に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該団体の定款、寄附行為、規約等に基づき作成された事業報告書や収支計算書の内容について、健全な財務状況が確保されているか。</li> </ul>	10	4 9 10

#### ■ 公募業務の実施に関する調査

事項	審査の基準		配点	申請書類番号
	審査項目	審査の視点		
関連する技術情報の習得に関する評価	関連する技術情報の習得方法に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の研修等の方法が明示されているか。</li> </ul>	5	12
	関係する技術資格の習得状況に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の経歴等により関係技術資格の習得状況が明示されているか。</li> </ul>	10	12
個人情報の保護に関する評価	関係法令の習得方法に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員への研修等の方法が明示されているか。</li> </ul>	5	12
	個人情報保護の実現方法の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的方法が明示されているか。</li> <li>個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されているか。</li> </ul>	10	12

経費の管理・執行に関する評価	経費の執行に関する評価	・ 経費を適正に執行するための体制が確保されているか。	10	12
業務実施の体制及び業務実績に関する評価	業務を遂行するための体制に関する評価	・ 業務を遂行する体制について具体的に明示されているか。 ・ 業務を遂行するために必要な職員数が確保されているか。	10	12
	業務を遂行するための人員に関する評価	・ 建築、不動産等に関する有資格者が配置されているか。	10	12
	適正な執行に関する組織体制や機能に関する評価	・ 組織における指揮命令系統が明示されているか。 ・ 業務の処理過程におけるチェック機能が確保されているか。	10	12
	公募業務関連業務の実績の評価	・ 住宅履歴情報保管に関する事業を行っているか。	5	2
	官公庁における業務受託実績の評価	・ 官公庁の委託業務の受託実績があるか。	5	2

## 第6 候補者の審査及び選定方法

### (1) 候補者の審査及び選定方法

候補者の審査及び選定方法は「北海道住宅履歴保管事業に係る指定機関選定委員会設置要綱」（以下「設置要綱」という。）第6条の規定による。

### (2) 不適合判定を必要とする場合

設置要綱第6条4項の「適格な候補者を選定しがたいと認めた場合」とは、指定機関の選定基準による審査の結果が、50点に満たないものとする。

## ○ 北海道住宅履歴保管事業に係る指定機関選定委員会設置要綱（抜粋）

（審査及び選定方法）

第6条 選定委員会は、公募要項に定める方法によって申請資格等に関する適格審査の審査を行った上で、申請内容の審査において、最高得点を付した委員が最も多い団体を最優秀候補者とする。

2 第1項の委員数が同数の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって候補者を選定しがたいと認めた場合は、全ての委員の審査点の総合計点数が最も多い団体を選定する。

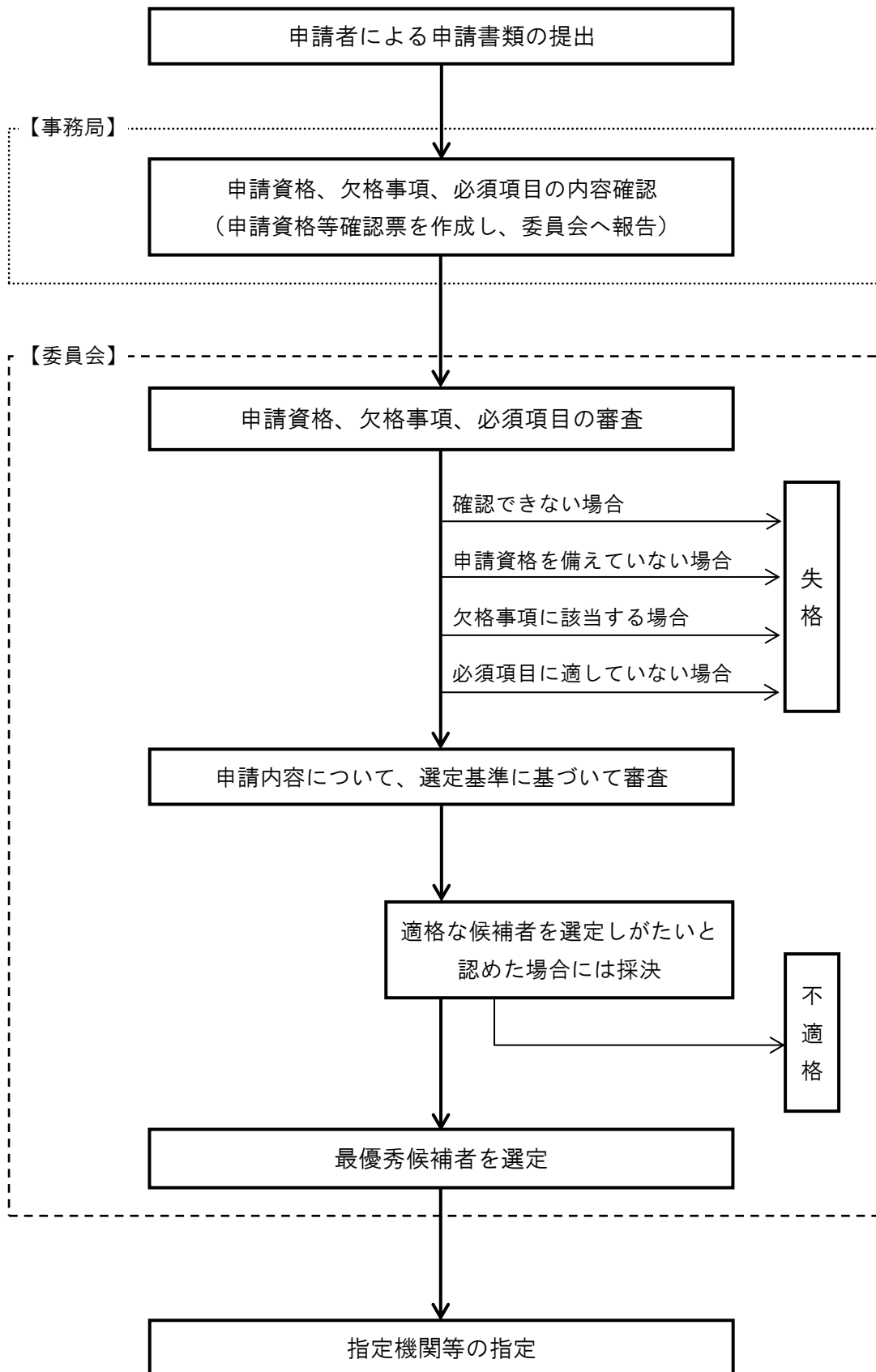
3 第2項の合計得点が同点の場合等、選定委員会が同項に規定する手続きによって候補者を選定しがたいと認めた場合は、委員長が決定する。

4 選定委員会は、第1項から第3項までの規定により適格な候補者を選定しがたいと認めた場合、前条第3項に規定する手続きにより候補者を選定しないこととする。

※ 前条第3項に規定する手続き

選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

《審査の流れ》



## 別紙 1 (申請資格等確認表)

## 北海道住宅履歴保管に係る指定機関選定申請資格等確認表 (事務局用)

	確認項目	A 団体	B 団体	C 団体
申請資格	法人又はその他の団体であること。	適・否	適・否	適・否
	申請日において、札幌市内に事業所又は事務所を有していること。	適・否	適・否	適・否
	道内全域を対象に業務を行い、その意欲があること。	適・否	適・否	適・否
	公募業務を継続的に行うことができること。	適・否	適・否	適・否
欠格事項	団体の役員（法人でない団体にあつては当該団体の代表者）が未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。	適・否	適・否	適・否
	団体の役員（法人でない団体にあつては当該団体の代表者）が破産者で復権を得ていないものでないこと。	適・否	適・否	適・否
	団体の役員（法人でない団体にあつては当該団体の代表者）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者でないこと。	適・否	適・否	適・否
	団体が要綱第 16 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者でないこと。	適・否	適・否	適・否
必須項目	業務等を実施する上で遵守しなければならない法令等に違反したことにより、当該法令等の規定による罰則処分を現に受けていない団体であること。	適・否	適・否	適・否
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号の規定に該当しない団体であること。	適・否	適・否	適・否
	団体の役員（法人でない団体にあつては当該団体の代表者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号の規定に該当しない者であること。	適・否	適・否	適・否
	公租公課に滞納がない団体であること。	適・否	適・否	適・否

別紙 2 (評価表)

北海道住宅履歴保管に係る指定機関候補者選定評価表 (審査員用)

		審査委員名		
審査項目	配点等	A 団体	B 団体	C 団体
<b>申請者の運営に関する事項</b>	<b>20 点</b>			
○ 業務実施の確実性と安定した経営能力に関する評価	20 点			
収支計画等に関する評価	10 点			
財務状況に関する評価	10 点			
<b>公募業務の実施に関する事項</b>	<b>80 点</b>			
○ 関連する技術情報の習得に関する評価	15 点			
関連する技術情報の習得方法に関する評価	5 点			
関連する技術資格の習得状況に関する評価	10 点			
○ 個人情報の保護に関する評価	15 点			
関係法令の習得方法に関する評価	5 点			
個人情報保護の実現方法の評価	10 点			
○ 経費の管理・執行に関する評価	10 点			
経費の執行に関する評価	10 点			
○ 業務実施の体制及び業務実績に関する評価	40 点			
業務を遂行するための体制に関する評価	10 点			
業務を遂行するための人員に関する評価	10 点			
適正な執行に関する組織体制や機能に関する評価	10 点			
公募業務関連業務の実績の評価	5 点			
官公庁における業務受託実績の評価	5 点			
<b>合 計</b>	<b>100 点</b>			
<b>順 位</b>				